



出産・子育て応援事業



全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産出来るよう、「伴走型相談支援」として面談を実施し、『出産応援ギフト』として妊婦さん1人当たり5万円、『子育て応援ギフト』として生まれた赤ちゃん1人当たり5万円を支給します。

出産応援ギフト



支給額	妊婦さん1人当たり 5万円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出をした妊婦 ※申請日時点で住民票が綾町にある方に限ります。
申請方法	<p>妊娠の届出をして面談を受けてください。面談時に申請書をお渡ししますので、申請書を記入の上、下記の必要書類と一緒にご提出ください。町で確認後、申請書に記入された銀行口座に振込いたします。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカード等） ・申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等） <p>※妊娠届を妊婦さん以外が届出した場合、妊婦さんは別で面談を受ける必要があります。</p> <p>※申請者と指定する銀行口座の名義が異なる場合には申請書裏面にある委任欄の記入が必要となります。</p> <p>※「アチャウケコウ」名義で指定口座に申請後1～2か月で振り込まれます。</p>
申請期限	妊娠中に面談を受けて申請してください。

子育て応援ギフト



支給額	生まれた赤ちゃん1人当たり 5万円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 生まれた赤ちゃんの養育者（お母さん、お父さん等） ※申請日時点で住民票が綾町にある方に限ります。
申請方法	<p>出生届を提出したら、健康センターからご連絡します。赤ちゃん訪問の日程調整をし、訪問時に面談を受けてください。面談時に申請書をお渡しします。申請書を記入の上、ご提出ください。町で確認後、申請書に記入された銀行口座に振込いたします。</p> <p>※申請者と指定する銀行口座の名義が異なる場合には申請書裏面にある委任欄の記入が必要となります。</p> <p>※「アチャウケコウ」名義で指定口座に申請後1～2か月で振り込まれます。</p>
申請期限	生後4か月までに面談を受けて申請してください。

面談時以外でも、随時ご相談に応じます。



健康センターからのご連絡

- 妊娠届を提出された際に、妊娠届のアンケートなどをもとに、出産や育児に向けての見通しを一緒に考えて、相談に応じます。
- 妊娠7～8か月頃にアンケートをお送りして、必要な方には面談を行います。
- 出生届出後、健康センターより赤ちゃん訪問の日程調整のためにご連絡いたします。訪問した際に面談を行い、育児に向けた見通しを一緒に考えて、相談に応じます。

注意事項

- 申請日時点で住民票のある方が対象となりますので、綾町から転出を予定されている方は、必ずご連絡ください。
- 他自治体で、「出産応援ギフト」や「子育て応援ギフト」の給付を受けていない方が対象となりますので、転入の方はご注意ください。
- 妊娠届出後、流産、死産、中絶された場合でも出産応援ギフトの対象となります。
- 出生届提出後、赤ちゃんが亡くなった場合でも子育て応援ギフトの対象となります。
※上記に該当する方は面談の必要はなく申請書の提出のみで給付を受けることができます。
※体調確認等でご連絡をさせていただくことがあります。
- 申請期間に申請ができない場合はご連絡ください。

健康センターでは、妊娠・出産・育児の見通しを一緒に考えて、不安や困りごとの相談に応じています。また、お子さんの身長・体重の成長を確認することもできます。お気軽にご連絡ください。

お問合せ先 綾町役場 福祉保健課 健康増進係（健康センター） ☎77-0195